2-4 交付申請

(1) 交付申請について

補助事業者はSIIホームページにてアカウント登録をし、電子メールで補助事業ポータルのID、パス ワードを受け取る。補助事業ポータルにログイン後、必要事項を入力して書類を作成の上、全ての申請 書類をSIIに郵送する。

- ※申請書類の内容と補助事業ポータルに入力する内容は必ず一致させること。
- ※補助事業者は、経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- ※ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない補助事業者からの申請は受け付けない。
- ※補助事業者は、交付決定後の契約、機器等の導入、補助対象経費の支払い完了等、事業実施の確実性や 予算の有効利用の観点から事業計画全体を十分に検討の上で申請を行うこと。
- ※ 交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募の受付を終了することがある。



(2) 提出書類一覧(予定)

※提出書類の内容は変更となる場合がある。

必須	書類	交付申請書	
No.	書式	書類名称	備考
1	指定	交付申請書	
2	指定	実施計画書	
3	指定	導入機器等一覧	事業所ごと
4	指定	性能証明書	
5	自由	商業登記簿謄本 (全部事項証明書)	個人事業主の場合は税務代理権限証書の写しもしくは税 理士・会計士等による青色申告内容が事実と相違ないこ との証明(任意様式)を添付のこと
6	自由	見積書	競争関係にある3者以上の業者からの見積書の写し

<以下の書類は必要に応じて提出>

添付② FIT減免認定を受けている事が確認 できる書類 ** 経済産業大臣の認定印が押印された賦課金に係る 特例の認定申請書の写し (平成27年度、又は26年度における特例分) 添付③ リース料金試算書、契約案文 ** 写し。リース事業者と共同申請の場合のみ 添付④ ESCO料金試算書、契約案文 ** 写し。ESCO事業者と共同申請の場合のみ 添付⑤ 断熱・塗料の使用量が確認できる書類 ** 断熱・塗料の場合のみ設置、塗装の箇所が分かる 図面及び使用量の算出過程が分かる計算書等(事業所ごと)	添付①	エネルギー多消費企業であることが 確認できる書類	※ 売上高に対するエネルギーコスト割合の計算書及び決算書
添付③ リース料金試算書、契約案文 ※ 写し。リース事業者と共同申請の場合のみ 添付④ ESCO料金試算書、契約案文 ※ 写し。ESCO事業者と共同申請の場合のみ 添付⑤ 断熱・塗料の使用量が確認できる書類 ※ 断熱・塗料の場合のみ設置、塗装の箇所が分かる 図面及び使用量の算出過程が分かる計算書等(事業所ごと)	添付②	FIT減免認定を受けている事が確認 できる書類	※経済産業大臣の認定印が押印された賦課金に係る 特例の認定申請書の写し (平成27年度、又は26年度における特例分)
添付④ ESCO料金試算書、契約案文 ※ 写し。ESCO事業者と共同申請の場合のみ 添付⑤ 断熱・塗料の使用量が確認できる書類 ※ 断熱・塗料の場合のみ設置、塗装の箇所が分かる 図面及び使用量の算出過程が分かる計算書等(事業所ごと)	【添付③】	リース料金試算書、契約案文	※ 写し。リース事業者と共同申請の場合のみ
添付⑤ 断熱・塗料の使用量が確認できる書類 ※ 断熱・塗料の場合のみ設置、塗装の箇所が分かる 図面及び使用量の算出過程が分かる計算書等(事業所ごと)	【添付④	ESCO料金試算書、契約案文	※ 写し。ESCO事業者と共同申請の場合のみ
	添付⑤	断熱・塗料の使用量が確認できる書類	※ 断熱・塗料の場合のみ設置、塗装の箇所が分かる 図面及び使用量の算出過程が分かる計算書等(事業所ごと)

※大規模工事や事業に要する費用が高額となる等の場合は、追加で設計図書などの提出を求める場合もある。

補足

● 1申請で複数事業所を申請する場合は、No.3、4及び添付②⑤は中表紙をつけて事業所ごとにまとめてファ イリングすること。 →詳細は「交付申請の手引き」参照

2.交付申請~交付決定





3-3 完了報告

(1) 完了報告について

補助事業ポータルにログインを行い、必要事項を入力して書類を作成の上、全ての完了報告書類を SIIに郵送する。

- ※ 完了報告書類の内容と補助事業ポータルに入力する内容は必ず一致させること。
- ※補助事業ポータルでの必要事項の入力完了だけでは完了報告とは認められない。必ず提出書類一式を郵送す ること。



※ 交付申請時に補助事業ポータルを利用して必要書類を作成・申請し交付決定を受けた場合は、完了報告 も必ず補助事業ポータルを利用すること。

(2) 提出書類一覧(予定)

※提出書類の内容は変更となる場合がある。

必須	書	式 完了報告書	
No.	書式	書類名称	備考
1	指定	実績報告書兼精算払請求書	(別紙)収支明細表含む
2	指定	導入機器等一覧兼取得財産等明細表	事業所ごと
3	自由	見積書	交付申請時の写し
4	指定	性能証明書	交付申請時の写し
5	指定	交付決定通知書	写し
6	自由	注文書及び注文請書	写し
7	指定	設置完了証明書	
8	自由	工事前・中・後の写真	工事写真を事業所ごとつけること
9	自由	振込証明書等	写し
10	自由	通帳·口座証明書	通帳・口座証明書の写しをつけること

<以下の書類は必要に応じて提出>

添付①	見積書(変更分)	※申請時に提出した見積書から変更があった際、見積書の写しをつけること
【添付②】	断熱・塗料の使用量が 確認できる書類	※ 断熱・塗料の場合のみ提出。申請時に提出分から変更があった際、設置、塗装の箇所が 分かる図面及び使用量の算出過程が分かる計算書等
添付③	申請情報変更届	※代表者、住所、事業所名を変更した際、SIIに提出した代表者、住所、事業所名変更届の写し
添付④	計画変更承認申請書	※計画内容を変更した際、SIIに提出した計画変更承認申請書の写し及び計画変更承認通知書の原本
添付⑤	事故報告書	※事業完了が遅れる見込みと判断される際、SIIに提出した事故報告書及び事故対応指示書の原本
添付⑥	リース契約書	※ 写し。リース事業者と共同申請の場合のみ
添付⑦	ESCO契約書	※写し。ESCO事業者と共同申請の場合のみ

補足

- 1申請で複数事業所を申請している場合は、No.2、4、7、8及び添付②は、中表紙をつけて事業所 ごとにまとめてファイリングすること。 ⇒詳細は「完了報告の手引き」参照
- 大規模工事や事業に要する費用が高額となる等の場合は、追加で設計図書、納品書・検収書などの提出を求める場合もある。
- 添付③~⑤はSIIと補助事業者間でやり取りした文書を日付順に記入すること。
 ⇒詳細は「完了報告の手引き」参照

3.事業開始~補助金交付

